



30中東保環第145号
平成30年1月30日

有限会社両丹金属
代表取締役 金村 峰土 様

京都府中丹東保健所長



条例手続の終了について（通知）

下記事業計画について、京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例（平成26年京都府条例第15号）に基づく手続が終了しましたので、同条例第15条第1項の規定により通知します。

なお、同条例第3条第2項の規定により、この通知を受けた日から2年を経過したときには、この通知を受けなかったものとみなされます。

記

- 産業廃棄物処理施設設置等の目的
使用済みバッテリー（産業用廃鉛蓄電池）を産業廃棄物としてマニフェスト管理等により処理したいとの排出事業者からの要望に対応するため、許可を取得するもの。
具体的には、排出事業者から産業廃棄物として処理委託を受けた使用済みバッテリーを切断及び解体し、廃プラスチック類、巢鉛、廃酸（希硫酸）に分別する。巢鉛及び廃プラスチック類は販売し、廃酸は委託処理する。
- 産業廃棄物処理施設設置等を行おうとする場所
京都府舞鶴市字平小字小浦330番地1
- 産業廃棄物処理施設等の処理方式及び処理する産業廃棄物の種類
処理方式：切断・解体（帯鋸方式）
処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類（廃鉛蓄電池に係るものに限る。）
金属くず（廃鉛蓄電池に係るものに限る。）
処理する特別管理産業廃棄物の種類
廃酸（廃鉛蓄電池に係るもので、水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）
- 事業計画書提出年月日
平成28年8月1日

担当	環境衛生室 環境担当 土井
電話	0773-75-1156